

岩手県告示第92号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった。

平成24年2月10日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 申請のあった年月日 平成24年1月24日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
 - (1) 名称 特定非営利活動法人岩手自殺防止センター
 - (2) 代表者の氏名 藤原敏博
 - (3) 主たる事務所の所在地 岩手県盛岡市
- 3 定款に記載された目的 この法人は、国際ビフレンダーズに加盟するボランティア団体として人生における苦悩、孤独、絶望、抑うつ、悲嘆等により、自殺の意志を示すなど危機が迫っている人に対して感情的な支えや支援を通して自殺防止に関する電話相談事業等を行い、自殺の防止を図るとともに広く自殺に関する事項について社会一般に周知し、明るい社会の実現に寄与することを目的とする。